

消 防 予 第 49 号
平成 28 年 2 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の公布について (通知)

消防法施行規則の一部を改正する省令 (平成 28 年総務省令第 10 号。以下「改正省令」という。) 及び火災通報装置の基準の一部を改正する件 (平成 28 年消防庁告示第 6 号。以下「改正告示」という。) が本日公布されました。

今回の改正は、近年、IP 電話回線 (インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下同じ。) が普及していることに鑑み、IP 電話回線を使用する場合等の火災通報装置に係る技術上の基準等を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令に関する事項

1 火災通報装置の電話回線との接続等に係る基準に関する事項 (消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。) 第 25 条第 3 項第 2 号及び第 3 号関係)

- (1) 火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用することを技術上の基準として明文化したこと。
- (2) 火災通報装置の電話回線への接続について、必要に応じて回線終端装置等 (モデム等) を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、一般電話機や FAX 等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続することとしたこと。

2 その他の事項

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1 (六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が 500 m²未満のものに設けられる火災通報装置の常用電源をコンセント等からとる場合には、分電盤との間の配線に開閉器（スイッチ）を設けず、かつ、当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずるとともに、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用のものである旨を表示することとしたこと（規則第 25 条第 3 項第 4 号イ及びロ関係）。
- (2) 建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 6 号。以下「改正令」という。）が平成 28 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、所要の規定の整理を行ったこと（規則第 26 条第 5 項第 3 号ハ関係）。
- (3) 医療法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 36 号）による改正前の医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の 2 に規定する診療科名を有する病院又は診療所における消防法令上の用途の取扱いについて、所要の規定の整備を行ったこと（消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 80 号）附則第 2 条第 3 項関係）。
- (4) その他所要の規定の整備を行ったこと。

第二 改正告示に関する事項

- 1 消防機関からの呼返し信号を確実に受信するための基準に関する事項（火災通報装置の基準（平成 8 年消防庁告示第 1 号。以下「基準告示」という。）第 3 第 8 号関係）
 - (1) IP 電話回線を使用する場合においても消防機関からの呼返し信号を確実に受信できるようにするため、蓄積音声情報を送出した後の待機時間を 5 秒間から 10 秒間に延長したこと。
 - (2) 途中で通話が途切れた場合等において、その後に呼返し信号を確実に受信できるようにするため、通話終了後の待機時間を 10 秒間としたこと。
- 2 確実な電源供給のための基準に関する事項（基準告示第 3 第 16 号及び第 17 号関係）
 - (1) IP 電話回線を使用する場合は、停電時に備え、予備電源が設けられた回線終端装置等（モデム等）を介することとしたこと。また、当該予備電源については、火災通報装置に設ける予備電源と同等の性能等を求め

- ることとしたこと。
- (2) 回線終端装置等の常用電源をコンセント等からとる場合には、分電盤との間の配線に開閉器（スイッチ）を設けず、かつ、当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずることとしたこと。
 - (3) 回線終端装置等について、常用電源に係る配線の接続部及び分電盤の開閉器（スイッチ）には、火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を表示することとしたこと。

3 その他の事項

- (1) 回線終端装置等の構造、性能等については、火災通報装置に係る規定の一部を準用することとしたこと（基準告示第3第17号関係）。
- (2) その他所要の規定の整備を行ったこと。

第三 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項（改正省令附則第1項及び改正告示附則第1項関係）

改正省令及び改正告示は平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第一2(2)に掲げる事項については改正令の施行の日（平成28年6月1日）から、第一2(3)に掲げる事項については公布の日から施行することとしたこと。

2 経過措置に関する事項（改正告示附則第2項関係）

改正告示の施行の際現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは現に火災通報装置の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成29年9月30日までに火災通報装置の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該火災通報装置のうち、改正後の基準告示第3第8号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと。

(連絡先) 消防庁予防課 池町、西村、境 TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533
--

○総務省令第十号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十三条第二項、第二十五条第二項第一号ただし書及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十四日

総務大臣 山本 早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「利用する」を「使用する」に改め、同条第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号イ中「とられて」の下に「おり、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されて」を加え、同号口中「開閉器」の下に「及び配線の接続部（当該配線と火災通報装置との接続部を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「屋内の電話回線のうち交換機等と電話局の間となる」を「前号の電話回線のうち、当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等

が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用すること。

第二十五条第四項第四号中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

第二十六条第五項第三号ハ中「第三項第九号」を「第三項第十号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年六月一日）から、次項の規定は公布の日から施行する。

（消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

2 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備

等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 この省令の施行の際、現に診療科名中に医療法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三十六号）による改正前の医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二に規定する診療科名（小児科、形成外科、美容外科、皮膚泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科を除く。）を有する病院又は診療所における当該診療科名については、新令別表第一(六)項イ(1)(i)の総務省令で定める診療科名とみなす。

消防法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

【消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第八十号）による改正後】
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準) 第二十五条 (略)</p> <p>2 令第二十三条第二項の規定による火災報知設備は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める場所に設置しなければならない。</p> <p>一 一の押しボタンの操作等により消防機関に通報することができる装置（電話回線を使用するものに限る。以下この条において「火災通報装置」という。） 防災センター等</p> <p>二 (略)</p> <p>3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用すること。</p>	<p>(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準) 第二十五条 (略)</p> <p>2 令第二十三条第二項の規定による火災報知設備は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める場所に設置しなければならない。</p> <p>一 一の押しボタンの操作等により消防機関に通報することができる装置（電話回線を利用するものに限る。以下この条において「火災通報装置」という。） 防災センター等</p> <p>二 (略)</p> <p>3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一 火災通報装置は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。</p> <p>(新設)</p>

三 火災通報装置は、前号の電話回線のうち、当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分に接続すること。

四 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、令別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。

ロ 電源の開閉器及び配線の接続部(当該配線と火災通報装置との接続部を除く。)には、火災通報装置用のものである旨を表示すること。

五 (略)

4 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置を除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(七)項イ、(八)項並びに(九)項に掲げる防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報

二 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち交換機等と電話局の間となる部分に接続すること。

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、令別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

ロ 電源の開閉器には、火災通報装置用のものである旨を表示すること。

四 (略)

4 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置を除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(七)項イ、(八)項並びに(九)項に掲げる防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報

知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項第五号の規定の例によること。

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条（略）

2～4（略）

5 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一・二（略）

三 次のイからニまでに該当すること。

イ・ロ（略）

ハ 直通階段が建築基準法施行令第二百二十三条（第一項第六号、第二項第二号及び第三項第十号を除く。）に定める構造のもの（同条第一項に定める構造のものにあつては、消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）であること。

ニ（略）

6・7（略）

知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項第四号の規定の例によること。

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条（略）

2～4（略）

5 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一・二（略）

三 次のイからニまでに該当すること。

イ・ロ（略）

ハ 直通階段が建築基準法施行令第二百二十三条（第一項第六号、第二項第二号及び第三項第九号を除く。）に定める構造のもの（同条第一項に定める構造のものにあつては、消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）であること。

ニ（略）

6・7（略）

○ 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第八十号）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日） 第一条 （略）</p> <p>（経過措置） 第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第四条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条中消防法施行規則第十二条の二第一項第一号中「延べ面積」を「基準面積（令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。）」に改める改正規定、同項第二号及び同令第十三条第三項第九号の二中「延べ面積」を「基準面積」に改める改正規定、同令第十三条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第十三条の六及び第十四条の改正規定並びに附則第二条第一項及び第三条 平成二十七年三月一日</p> <p>（経過措置） 第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施</p>

行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十三号）による改正後の消防法施行令（次項及び第三項において「新令」という。）別表第一(六)項ロ、(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物（同表(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ、(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に関する技術上の基準については、この省令による改正後の消防法施行規則（次項及び第三項において「新規則」という。）第十二条の二第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 (略)

行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十三号）による改正後の消防法施行令（次項において「新令」という。）別表第一(六)項ロ、(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物（同表(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ、(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に関する技術上の基準については、この省令による改正後の消防法施行規則（次項において「新規則」という。）第十二条の二第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項イ(1)及び(2)

、(七)項イ、(八)項並びに(九)項に掲げる防火対象物（同表(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限り、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項イ(1)及び(2)、(七)項イ、(八)項並びに(九)項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、新規則第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、

3 | この省令の施行の際、現に診療科名中に医療法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三十六号）による改正前の医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二に規定する診療科名（小児科、形成外科、美容外科、皮膚泌尿器科、こ
う門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、矯正歯科、小
児歯科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科を除
く。）を有する病院又は診療所における当該診療科名については
、新令別表第一(六)項イ(1)(i)の総務省令で定める診療科名とみな
す。

第三条 (略)

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 (略)

平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
(新設)

第三条 附則第一条第二号に規定する規定の施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 (略)

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準（平成八年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十四日

消防庁長官 佐々木敦朗

第三第八号(一)中「五秒間」を「十秒間」に改め、「開放し、」の下に「その間に」を加え、「が呼返し信号（七十五ボルト十六ヘルツ）を送出した」を「から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動的に呼返し信号が送出された」に改め、同号(三)中「通報中に電話回線を誤って開放した場合等において、」を「通話が終了した後、自動的に十秒間電話回線を開放し、その間に」に、「が呼返し信号（七十五ボルト十六ヘルツ）を送出した場合は」を「から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動的に呼返し信号が送出された場合に」に改め、同第八号の(二)(三)中「通報中」を「通話中」に改め、同第十六号を同第十八号とし、同第十五号の次に次の二号を加える。

十六 IP電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下この号並びに次号において読み替えて準用する第九号及び第十二号(一)において同じ。）を使用する場合は、予備電源が設けられた回線終端装置等（回線終端装置その他のIP電話回線を使用する

ために必要な装置をいう。次号及び同号において読み替えて準用する消防法施行規則第二十五条第三項第四号ロにおいて同じ。)を介して使用すること。

十七 前号の場合において、第九号から第十三号までの規定は回線終端装置等の構造、性能等について、消防法施行規則第二十五条第三項第四号の規定は回線終端装置等に設ける電源について、それぞれ準用する。この場合において、第九号中「火災通報機能」とあるのは「IP電話回線を使用するために必要な機能」と、第十二号(一)中「火災通報を行う」とあるのは「IP電話回線を使用するために必要な機能を維持する」と、同令第二十五条第三項第四号イ中「ただし、令別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の」とあるのは「ただし、」と、同号ロ中「火災通報装置用」とあるのは「火災通報装置に係る回線終端装置等用」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは現に火災通報装置の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成二十九年九月三十日までに火災通報装置の設

置に係る工事を開始する防火対象物における当該火災通報装置のうち、改正後の火災通報装置の基準第三第八号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

火災通報装置の基準の一部を改正する件 新旧対照表

○ 火災通報装置の基準（平成八年消防庁告示第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第三 火災通報装置の構造、性能等</p> <p>火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 火災通報装置（特定火災通報装置を除く。）の通話機能等は、次によること。</p> <p>（一） 一区切りの蓄積音声情報を送出した後、自動的に十秒間電話回線を開放し、その間に消防機関側の操作により電話局交換機から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動的に呼返し信号が送出された場合に、これを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができること。</p> <p>なお、呼返し信号が送出されなかった場合にあっては、蓄積音声情報を繰り返し送出できるものであること。</p> <p>（二）（略）</p> <p>（三） 通話が終了した後、自動的に十秒間電話回線を開放し、その間に消防機関側の操作により電話局交換機から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動</p>	<p>第三 火災通報装置の構造、性能等</p> <p>火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 火災通報装置（特定火災通報装置を除く。）の通話機能等は、次によること。</p> <p>（一） 一区切りの蓄積音声情報を送出した後、自動的に五秒間電話回線を開放し、消防機関側の操作により電話局交換機が呼返し信号（七十五ボルト十六ヘルツ）を送出した場合に、これを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができること。</p> <p>なお、呼返し信号が送出されなかった場合にあっては、蓄積音声情報を繰り返し送出できるものであること。</p> <p>（二）（略）</p> <p>（三） 通報中に電話回線を誤って開放した場合等において、消防機関側の操作により電話局交換機が呼返し信号（七十五ボルト十六ヘルツ）を送出した場合は、これを受信し可聴的に表</p>

的に呼返し信号が送出された場合に、これを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができること。

八の二 特定火災通報装置の通話機能等は、次によること。

(一)・(二) (略)

(三) 通話中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができること。

八の二 特定火災通報装置の通話機能等は、次によること。

(一)・(二) (略)

(三) 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

九 火災通報装置には、火災通報機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けられていること。

十一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられていること。

十二 予備電源は、次によること。

(一) 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後において、十分間以上火災通報を行うことができる容量を有すること。

(二) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予備電源から常用電源に切り替えられるものであること。

(三) 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。

十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を

十四・十五 (略)

十六 IP電話回線(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下この号並びに次号において読み替えて準用する第九号及び第十二号(一)において同じ。)を使用する場合は、予備電源が設けられた回線終端装置等(回線終端装置その他のIP電話回線を使用するために必要な装置をいう。次号及び同号において読み替えて準用する消防法施行規則第二十五条第三項第四号ロにおいて同じ。)を介して使用すること。

十七 前号の場合において、第九号から第十三号までの規定は回線終端装置等の構造、性能等について、消防法施行規則第二十五条第三項第四号の規定は回線終端装置等に設ける電源について、それぞれ準用する。この場合において、第九号中「火災通報機能」とあるのは「IP電話回線を使用するために必要な機能」と、第十二号(一)中「火災通報を行う」とあるのは「IP電話回線を使用するために必要な機能を維持する」と、同令第二十五条第三項第四号イ中「ただし、令別表第一(六)項イ(1)から(3)

生じないものであること。

(一) 常用電源にあつては、定格電圧の九十パーセント以上百パーセント以下

(二) 予備電源にあつては、端子電圧が定格電圧の八十五パーセント以上百パーセント以下

十四・十五 (略)

(新設)

(新設)

まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の」とあるのは「ただし、」と、同号口中「火災通報装置用」とあるのは「火災通報装置に係る回線終端装置等用」と読み替えるものとする。

十八
(略)

十六
(略)

火災通報装置の基準第三第十七号による読替表

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 回線終端装置等の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 電源は、次に定めるところにより設けること。</p> <p>イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 電源の開閉器及び配線の接続部（当該配線と回線終端装置等との接続部を除く。）には、火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を表示すること。</p>	<p>（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 電源は、次に定めるところにより設けること。</p> <p>イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、令別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 電源の開閉器及び配線の接続部（当該配線と火災通報装置との接続部を除く。）には、火災通報装置用のものである旨を表示すること。</p>

4
(略)

五
(略)

4
(略)

五
(略)

読 替 後	読 替 前
<p>第三 <u>回線終端装置等</u>の構造、性能等</p> <p><u>回線終端装置等</u>の構造、性能等は、次に定めるところによる。</p> <p>一～八の二（略）</p> <p>九 <u>回線終端装置等</u>には、IP電話回線を使用するために必要な機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。</p> <p>十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けられていること。</p> <p>十一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられていること。</p> <p>十二 予備電源は、次によること。</p> <p>(一) 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後において、十分間以上IP電話回線を使用するために必要な機能を維持することができる容量を有すること。</p> <p>(二) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予備電源から常用電源に切り替えられるものであること。</p> <p>(三) 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。</p>	<p>第三 <u>火災通報装置</u>の構造、性能等</p> <p><u>火災通報装置</u>の構造、性能等は、次に定めるところによる。</p> <p>一～八の二（略）</p> <p>九 <u>火災通報装置</u>には、火災通報機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。</p> <p>十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けられていること。</p> <p>十一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられていること。</p> <p>十二 予備電源は、次によること。</p> <p>(一) 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後において、十分間以上火災通報を行うことができる容量を有すること。</p> <p>(二) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予備電源から常用電源に切り替えられるものであること。</p> <p>(三) 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。</p>

十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を
生じないものであること。

(一) 常用電源にあつては、定格電圧の九十パーセント以上百十
パーセント以下

(二) 予備電源にあつては、端子電圧が定格電圧の八十五パーセ
ント以上百十パーセント以下

十四 十八 (略)

十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を
生じないものであること。

(一) 常用電源にあつては、定格電圧の九十パーセント以上百十
パーセント以下

(二) 予備電源にあつては、端子電圧が定格電圧の八十五パーセ
ント以上百十パーセント以下

十四 十八 (略)